

委員会提出議案第14号

三田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

三田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和6年3月5日提出

議会運営委員会委員長 今北義明

## 三田市議会規則第 号

### 三田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

三田市議会会議規則（昭和35年三田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「ときも」の次に「、」を加える。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条及び第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第19条第1項中「承認」を「許可」に改め、同条第2項中「前項の承認」を「前項の議会の許可」に改め、同条第3項中「第1項の承認」を「第1項の議会の許可」に、「委員会の承認」を「委員会の許可」に改める。

第23条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第27条中「第25条（選挙の宣告）」を「第25条（（選挙の宣告））」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従つて」に、「投票を備付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第37条中「第91条（請願の委員会付託）」を「第91条（（請願の委員会付託））」に、「聞き」を「聴き」に改める。

第44条第3項中「第38条（付託事件を議題とする時期）」を「第38条（（付託事件を議題とする時期））」に改める。

第45条第1項中「あるとき」を「あると認めるとき」に改め、同条第2項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第48条第1項、第50条第1項及び第53条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第62条中「第54条（質疑の回数）及び第58条（質疑、討論の省略又は終結）」

を「第54条（（質疑の回数））及び第58条（（質疑、討論の省略又は終結））」に改める。

第67条の2中「すべて」を「全て」に改める。

第68条第1項中「委員でない議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改める。

第78条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第81条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第82条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第85条中「第27条（議場の出入口閉鎖）、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）、第32条（選挙結果の報告）及び第33条（選挙関係書類の保存）」を「第27条（（議場の出入口閉鎖））、第28条（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））、第29条（（投票））、第30条（（投票の終了））、第31条（（開票及び投票の効力））第1項から第3項まで、第32条（（選挙結果の報告））及び第33条（（選挙関係書類の保存））」に改める。

第87条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第88条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第88条の4中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第89条第2項中「、法人の名称」を「並びに法人の名称」に改め、同条に次の1項を加える。

5 請願者が請願書（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

第89条の2第1項中「承認」を「許可」に改め、同条第2項中「前項の許可」を「前項の議長の許可」に改める。

第91条第1項ただし書中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、

議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第93条第1項各号列記以外の部分中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第95条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第101条中「第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項」を「第37条（（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項）」に改める。

第102条を次のように改める。

（決定の通知）

第102条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第104条中「外とう、えり巻、つえ」を「コート、マフラー」に、「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第110条中「すべて」を「全て」に改める。

第110条の2中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第111条第2項中「第97条（秘密の保持）第2項又は第77条の3（秘密の保持）第2項」を「第97条（（秘密の保持）第2項又は第77条の3（（秘密の保持）第2項）」に改める。

第112条中「第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項」を「第37条（（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項）」に、「議決することは」を「議決することが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（代理弁明）

第112条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

第119条中「第63条（発言の取消し又は訂正）」を「第63条（（発言の取消

し又は訂正))」に改める。

第120条中「議員は」の次に「、」を加える。

第120条の2中「印刷して」を削る。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

三田市議会会議規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (宿所又は連絡所の届出)</p> <p>第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。</p> <p>第4条～第6条 省略 (会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>第8条 省略 (会議時間)</p> <p>第9条 会議時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて、会議に宣告することにより、繰り上げ、又は延長することができる。</p> <p>2 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略 (宿所又は連絡所の届出)</p> <p>第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。</p> <p>第4条～第6条 省略 (会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>第8条 省略 (会議時間)</p> <p>第9条 会議時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて、会議に宣告することにより、繰り上げ、又は延長することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u></p> <p>4 省略</p> <p>第10条～第13条 省略 (議案の提出)</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、<u>法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p> <p>第15条～第16条 省略 (修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を備え、<u>法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</u></p>
<p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、<u>法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p> <p>第15条～第16条 省略 (修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案をそなえ、<u>法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</u></p>	<p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、<u>法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p> <p>第15条～第16条 省略 (修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を備え、<u>法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</u></p>

第18条 省略

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならぬ。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならぬ。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならぬ。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならぬ。

第20条～第22条 省略

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終らなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならぬ。

第24条～第26条 省略

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

第28条 省略

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

第30条 省略

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならぬ。

2 省略

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

第32条～第36条 省略

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第18条 省略

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならぬ。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならぬ。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の議会の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならぬ。

3 委員会が提出した議案につき第1項の議会の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならぬ。

第20条～第22条 省略

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終らなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならぬ。

第24条～第26条 省略

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

第28条 省略

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従つて、順次、投票する。

第30条 省略

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならぬ。

2 省略

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に關し必要な事項は、議長が定める。

第32条～第36条 省略

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第91条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第38条～第43条 省略

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。

2 省略

3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができ、

第46条～第47条 省略

(発言の許可等)

第48条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 省略

第49条 省略

(発言を通告しない者の発言)

第50条 発言の通告をしない者は、通告をした者がすべて発言を終わつた後でなければ発言を求めることができない。

2～3 省略

第51条～第52条 省略

(発言内容の制限)

第53条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2～3 省略

第54条～第61条 省略

第37条 会議に付する事件は、第91条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第38条～第43条 省略

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。

2 省略

3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができ、

第46条～第47条 省略

(発言の許可等)

第48条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 省略

第49条 省略

(発言を通告しない者の発言)

第50条 発言の通告をしない者は、通告をした者が全て発言を終わつた後でなければ発言を求めることができない。

2～3 省略

第51条～第52条 省略

(発言内容の制限)

第53条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2～3 省略

第54条～第61条 省略



(準用規定)

第62条 質問については、第54条(質疑の回数)及び第58条(質疑、討論の省略又は終結)の規定を準用する。

第63条～第67条 省略

(発言の許可)

第67条の2 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員外議員の発言)

第68条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞く事ができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があつたときは、その許可を決める。

第68条の2～第77条の3 省略

(表決問題の宣告)

第78条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

第79条～第80条 省略

(起立による表決)

第81条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対し出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならぬ。

(投票による表決)

第82条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があつたときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 省略

第83条～第84条 省略

(選挙規定の準用)

第85条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)及び第33条(選

(準用規定)

第62条 質問については、第54条(質疑の回数)及び第58条(質疑、討論の省略又は終結)の規定を準用する。

第63条～第67条 省略

(発言の許可)

第67条の2 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員外議員の発言)

第68条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員」という。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞く事ができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があつたときは、その許可を決める。

第68条の2～第77条の3 省略

(表決問題の宣告)

第78条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

第79条～第80条 省略

(起立による表決)

第81条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対し出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならぬ。

(投票による表決)

第82条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があつたときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 省略

第83条～第84条 省略

(選挙規定の準用)

第85条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力) 第1項から第3項まで、第

準関係書類の保存の規定を準用する。

第86条 省略  
(簡易表決)

第87条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員2人以上から異議があるときは、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第88条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も速いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第88条の2～第88条の3 省略

(公述人の決定)

第88条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 省略

第88条の5～第88条の8 省略

(請願書の記載事項)

第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。

3～4 省略

(請願の紹介の取消し)

第89条の2 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題になつた

32条(選挙結果の報告)及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

第86条 省略  
(簡易表決)

第87条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員2人以上から異議があるときは、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第88条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も速いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

第88条の2～第88条の3 省略

(公述人の決定)

第88条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 省略

第88条の5～第88条の8 省略

(請願書の記載事項)

第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。

3～4 省略

5 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(請願の紹介の取消し)

第89条の2 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題になつた

後においては議会の承認を得なければならぬ。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならぬ。

- 2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならぬ。

第90条 省略

(請願の委員会付託)

第91条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

3 省略

第92条 省略

(請願の審査報告)

第93条 委員会は、請願について、審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならぬ。

- (1)～(2) 省略

2 省略

第94条 省略

(陳情書の処理)

第95条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第96条～第100条 省略

(資格決定の審査)

第101条 前条の要求については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができる。

(決定書の交付)

第102条 議会が議員の被選挙権の有無について法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならぬ。

後においては議会の許可を得なければならぬ。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならぬ。

- 2 前項の議長の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならぬ。

第90条 省略

(請願の委員会付託)

第91条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 省略

第92条 省略

(請願の審査報告)

第93条 委員会は、請願について、審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならぬ。

- (1)～(2) 省略

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 省略

第94条 省略

(陳情書の処理)

第95条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要であると認めめるものは、請願書の例により処理するものとする。

第96条～第100条 省略

(資格決定の審査)

第101条 前条の要求については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができる。

(決定の通知)

第102条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第103条 省略  
(携帯品)

第104条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、傘、録音機等に類するものを着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

第104条の2～第109条 省略  
(議長の秩序保持権)

第110条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(資料等印刷物の配布許可)

第110条の2 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長<sup>の</sup>の許可を得なければならない。

(懲罰動議の提出)

第111条 懲罰の動議は、文書をもつて所定の発議者が連署して議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第97条(秘密の保持)第2項又は第77条の3(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第112条 懲罰については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

第113条～第118条 省略  
(会議録に掲載しない事項)

第119条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第63条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第103条 省略  
(携帯品)

第104条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘、録音機等に類するものを着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

第104条の2～第109条 省略  
(議長の秩序保持権)

第110条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(資料等印刷物の配布許可)

第110条の2 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長<sup>の</sup>の許可を得なければならない。

(懲罰動議の提出)

第111条 懲罰の動議は、文書をもつて所定の発議者が連署して議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第97条(秘密の保持)第2項又は第77条の3(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第112条 懲罰については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(代理弁明)

第112条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会は又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

第113条～第118条 省略  
(会議録に掲載しない事項)

第119条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第63条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第120条 会議録に署名する議員は2人とし、議長が会議において指名する。  
(会議録の配布)

第120条の2 会議録は印刷して、議員及び関係者に配布する。  
以下省略

第120条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。  
(会議録の配布)

第120条の2 会議録は、議員及び関係者に配布する。  
以下省略